

ち、平成二三年八月から平成二五年七月までの二万八八〇〇円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

(オ) 生活費増加費用(賃料)

平成二六年五月以降に生じた賃料月額二万円については、平成二五年八月以降に生じたものであり、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 不動産損害

(二七一一)は、自宅売却までの間に支払い続けたローンの合計額一五四万円について、本件事故によって買い手がつかのが遅れたためである旨主張するが、そのような事実を認めるに足る証拠はないし、地震による影響も想定される上、そもそも、生命、身体への危険の恐怖や不安から、自主的避難をした場合であっても、自宅を資産として持ち続けることなどは可能であるから、自宅売却までする必要性については、特段の事情がない限り認められないところ、(二七一一)について、特段の事情を認めるに足りないから、前記損害は本件事故と相当因果関係のある損害と認められない。

オ 就労不能損害

(ア) (二七一一)について

(二七一一)は、避難前、(二七一一)の父が経営する洋服店に勤めており、系列会社の役員にもなっており、平成二一年の年収は四七〇万円、平成二二年及び二三年の年収は二七〇万円、平成二四年一月から九月までの収入は二〇二万五〇〇〇円であったが(月額二万五〇〇〇円。なお、貸付金の会社からの返済分は給与とは認められない。)、本件事故による避難のため、平成二四年九月で退社したこと、平成二四年九月避難先で就職し、平成二四年九月から一二月までの収入が八七万〇九〇四円(月額二万七千七百七十六円)であったことが認められる。以上を前提とすると、(二七一一)について、本件事故による避難に伴って転職したことが原因となって減収したものと認めるに足る証拠はない。

(イ) (二七一二)について

(二七一一)と同じ洋服店に勤めており、(二七一二)は、本件事故による避難をするまで、就労し、収入を得ていたが、本件事故による避難のため退職したことが認められる。平成二三年八月からは、本件事故による避難を実行したために、就労できなかったものと認められ、平成二三年八月から平成二四年二月までの就労不能損害として、六四万〇八二〇円を認めるのが相当である。

カ 精神的損害(慰謝料)

(二七一一～四)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(二七一一、二)は各三〇万円、(二七二三、四)は各六〇万円が相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(二七一一、二)に対して各一二万円、(二七二三、四)に対して各七二万円を支払っていること、ADR手続において、(二七一一～四)に対して、三五四万五五六九円(うち一三六万円(二七一一、二)に対する各八万円、(二七二三、四)に対する各六〇万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、二一八万五五六九円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計三八六万五五六九円のうち、(二七一一)に対して一九〇万四七四九円を、(二七一二)に対して七六万〇八二〇円を、(二七二三)に対して六〇万円を、(二七二四)に対して六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二七)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(二七一一)につき二万三二〇六二円(一万八千七百九十三円とADR手続分一〇万三二六九円の合計額)を、(二七一二)につき一万八〇〇〇円を、(二七二三)につき〇円を、(二七二四)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二七)の認容額欄記載のとおりである。

二八 原告番号二八について

(1) 世帯の概要

(二八)は昭和八年×月×日生まれの女性である。本件事故当時、(二八)は、福島市において自宅(持ち家)に居住していた。

(2) 避難の経緯

(二八)は、本件事故前からブルサーマル反対運動に関心があり、放射線が危険であることを認識していたが、本件事故後、避難していく車両が増えていくのを見て、福島市も危険であると感じて、避難を決意し、平成二三年三月一五日、福島市から京都府へ避難した。平成二七年九月三〇日、新潟県の長女宅へ移転した。(二八)は、長年、助産師として働いていたが、本件事故の影響で、助産師の仕事が十分できなくなった、生きがいを喪失したなどと感じている。

(3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年四月以降、(二八)は、家財を持ち出したり、家を片付けたりするため、一時帰宅した。

(4) 損害額

ア 概要

(二八)の京都府への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、(二八)が京都府へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二八)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(二八)の京都府への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二八)のとおり、かかる損害額は二万二四〇〇円と認めるのが相当である。なお、平成二七年九月三〇日、(二八)が新潟県へ移転した費用は、京都府への避難時及び本件事故から四年以上経過したものであり、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

(イ) 一時立入費用

(二八)の避難生活の際、複数回一時立入りは行われており、そのうち数回は、持ち家の片付けを行ったこと、平成二三年四月に一時立入りをしていることが認められる。平成二三年四月の立入りは、持ち家の片付けの目的も含んでいることからす

れば、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表（公共交通機関）の額を修正した額の範囲内で、かかる損害額は四万一千四〇〇円と認めるのが相当である。

ウ 生活費増加費用（医療費・看護費用）

（二八）は、平成二十七年四月、左上肢壊死性筋膜炎等を発症し、入院費等の治療費や、看護者のための家賃を要した旨主張するところ、上記疾病の発症及びその治療のための入院費等の支出は認められるが、同診断書によってもその原因は不明とされており、本件事故との因果関係が認められるものではないから、これら損害は本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

エ 家財道具喪失損害

（二八）は家財道具喪失損害を請求するが、これは本件事故による避難に伴って、布団類や家電を購入した費用について請求しているものであるから、このような家財道具購入費用については、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、（二八）は本件事故前に単身で居住し、単身で避難したことを踏まえると、かかる損害額は一五万円と認めるのが相当である。

オ 就労不能損害

（二八）は、助産師の仕事をしており、平成六年からは、福島市で助産所を開設し、本件事故前の事業収入は、二四九万三千五百〇〇円（平成二一年分）であったこと、本件事故による避難後は、避難先の京都から出張することになり、その後の事業収入は激減し、平成二四年は二二万九〇〇〇円、平成二五年は二〇万四五〇〇円であり、その後も大きくは回復しなかったことが認められる。そうすると、本件事故による避難のため、減収したものと認められるから、平成二三年三月から平成二五年二月までの就労不能損害として、（二八）の請求する九六万二千五百〇〇円を認めるのが相当である。

カ 精神的損害（慰謝料）

（二八）は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、三〇万円が相当である。

（五） 既払金の充当

被告東電は、（二八）に対して一二万円を支払っていることが認められるところ、これを（二八）に生じた損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号二八）の既払額欄記載のとおり、原告に生じた損害額に充当する。

（六） 弁護士費用

弁護士費用は、一三万五六三〇円を相当と認める。

（七） まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号二八）の認容額欄記載のとおりである。

二九 原告番号二九一、二について

（一） 世帯の概要

（二九一）は昭和五九年×月×日生まれの女性、（二九二）は平成一九年×月×日生まれの女性である。（二九二）は、（二九一）の子である。本件事故当時、（二九一、二）は、（二九一）の父、母及び妹とともに、福島県いわき市において自宅に居住していた。

（二） 避難の経緯

（二九一）は、本件事故後、被ばくの恐怖を感じており、不安に思っていたが、職場から逃げたい人は逃げて良い旨の指示があったことから避難を決意した。（二九一、二）は、平成二三年三月一日、福島県いわき市から東京都へ避難し、職場に出勤するため、同年四月一日、福島県いわき市に戻った。戻ってからも、被ばくの不安を抱えながら生活をしており、このような生活を続けることは困難であると考え、平成二三年七月二三日、（二九一、二）は、福島県いわき市から京都市へ避難した。その後、平成二三年九月、平成二四年四月、平成二七年二月に、京都市内において、移転した。

（三） 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年一月から平成二六年一月までの間、（二九一、二）は、合計三回、面会交流のため、一時帰宅した。

（四） 損害額

ア 概要

（二九一、二）の東京都及び京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、（二九一、二）が東京都へ避難した交通費及び京都市へ避難した日を含む月である平成二三年七月から平成二五年六月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号二九）のとおりである。

イ 避難費用

（ア） 交通費、一時帰宅費用

（二九一、二）の東京都及び京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表（自家用車、公共交通機関）の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》（原告番号二九）のとおり、かかる損害額は合計四万一千六〇〇円と認めるのが相当である。これは（二九一）に生じた損害と認められる。

（イ） 引越費用

（二九一、二）が京都市へ避難し、さらに京都市内で移転（平成二三年九月）する際、引越代金合計九万八千九百六円を要したことが認められる。前記のとおり、当該避難は相当であり、その後の移転も、生活の安定を図るためのものであって避難後の移転として相当なものと考えられることから、福島県いわき市から家財を一旦移動させ、その後京都市内でさらに家財を移転させることも相当であり、前記引越代金は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。これを（二九一）に生じた損害と認める。

（ウ） 面会交通費

（二九一、二）が（二九一）の両親との面会等のため、一時帰宅に要した費用については、前記第一で述べたとおりであるから、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

（エ） 避難雑費

（二九一、二）の避難に伴い、面会交通費等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、（二九一、二）が避難していた平成二三年七月から平成二五年六月末日までの間、一月あたり一名につ

き一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計四八万円について、(二九一)に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 賃料

(二九一、二)は避難前、家賃を負担していなかったが、京都へ避難した後、平成二三年七月二三日から同年九月二三日まで、ホームステイ先で月額三万円の家賃を支払ったこと、平成二四年四月から平成二七年二月まで月額七万二三〇〇円の家賃を支払ったこと、平成二七年三月以降は月額六万九〇〇〇円の家賃を支払っていることが認められる。これら家賃は、本件事故による避難のために、新たに支出した費用と認められるから、平成二三年七月から平成二五年六月までに支出した一一七万四五〇〇円(三万円×三十七万二三〇〇円×一五)を、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

(イ) 家財道具購入費用

(二九一、二)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(二九一、二)は(二九一)の父ら同居していた家族と別居しており、世帯分離が生じていることを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(二九一)に生じた損害と認められる。

(ウ) 食費・水道光熱費

前記のとおり、避難後、世帯分離が生じていることを踏まえると、食費、水道光熱費を含む生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二三年七月から平成二五年六月末日までの間、一か月あたり三万円を認め、合計七二万円について、(二九一)に生じた損害と認める。

エ 精神的損害(慰謝料)

(二九一、二)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(二九一)は三〇万円が、(二九二)は六〇万円が相当である。

(5) 既払金の充当

被告東電は、(二九一)に対して一二万円を、(二九二)に対して七二万円をそれぞれ支払っていることが認められるところ、これら既払金のうち、(二九一)に対し二四万円、(二九二)に対し六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号二九)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた損害額に充当する。

(6) 弁護士費用

弁護士費用は、(二九一)につき、二八万七五〇円を、(二九二)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

(7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号二九)の認容額欄記載のとおりである。

三〇 原告番号三〇一～三について

(1) 世帯の概要

(三〇一)は昭和三三年×月×日生まれの男性、(三〇二)は昭和四〇年×月×日生まれの女性、(三〇三)は平成八年×月×日生まれの男性である。(三〇三)は、(三〇一、二)の子(次男)である。本件事故当時、(三〇一～三)は、(三〇一、二)の子(長男)とともに、福島市において自宅(持ち家)に居住していた。

(2) 避難の経緯

(三〇一、二)は、自宅内の放射線量を計測したところ、高い値が出たほか、行政の対応が不十分であったと感じたこと、(三〇一)が医師としての経験から、放射線量の影響の出方は個人差があるため、できるだけ被ばく線量を減らすべきとの意見を持っていたことから、放射線について安全策をとるべきだと考え、被ばくを避けるために避難を決意した。(三〇一～三)は、平成二三年三月一日、福島市から京都市へ避難し、(三〇一)は仕事に戻らなければならなかったため、同月九日に福島市へ戻り、(三〇二、三)は同月二八日、福島市へ戻った。平成二三年七月三日、(三〇二、三)は、福島市から京都市へ避難した。(三〇一)は、(三〇二、三)の避難後も、福島市の自宅に居住していた。なお、(三〇三)は平成二七年四月頃から東京都へ移転しており、(三〇二)は同年五月一日、福島市の自宅へ戻った。(三〇二)は、本件事故があったために、脳梗塞で相馬市の病院に入院していた父の死亡(平成二三年×月×日死亡)に立ち会えず、悔しい思いを持つと共に、避難生活が、次男を中心として家族関係に大きな影響を与えたと感じている。

(3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年八月から平成二七年四月までの間、(三〇一～三)は、複数回、面会交流等のため、京都市を訪れたり、福島市へ一時帰宅したりした。

(4) ADR 手続における和解

平成二六年七月二四日、(三〇一～三)及び(三〇一、二)の長男と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は三二〇万七八〇七円の支払義務があることを認め、中間指針追補に基づく既払金一三六万円を除いた残額の一八四万七八〇七円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、ADR 手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

(5) 損害額

ア 概要

(三〇一～三)の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、平成二三年三月一日、福島市から京都市への避難にかかる避難交通費及び平成二三年七月に(三〇二、三)が京都市へ避難した日を含む月である平成二三年七月から平成二五年六月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号三〇)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠<略>の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(三〇一～三)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号三〇)のとおり、かかる損害額は合計二九万四六〇〇円と認めるのが相当であり、これは(三〇一)

に生じた損害と認められる。

(イ) 滞在費(宿泊費)・引越費用・避難費用(共益費)

(三〇―一～三)の避難生活の際に要した滞在費(宿泊費)、引越費用、共益費)は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は、滞在費(宿泊費)については五万六四〇〇円、引越費用については一八万二〇〇〇円、避難費用(共益費)については八万八八〇〇円と認めるのが相当であり、これは(三〇―一)に生じた損害と認められる。

(ウ) 面会交通費

(三〇―一～三)が一時帰宅や面会に要した費用について、前記第一で述べたとおりであり、面会交通費としては、(三〇―二、三)が帰宅する費用は認められないが、(三〇―三)が、(三〇―一)と面会交流する利益はあることに加えて、これに関して(三〇―一)は費用を支出していたのであるから、(三〇―一)が平成二三年八月から平成二五年六月までの間に支出した費用のうち、(三〇―一)が(三〇―三)の避難先の京都市へ訪問するのに要する費用の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

以上を踏まえると、標準交通費一覧表(自家用車、公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号三〇)のとおり、かかる損害額は七一万三六〇〇円と認められる。その余の一時帰宅・面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

(エ) 避難雑費

(三〇―二、三)の避難に伴い、面会交通費や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(三〇―二、三)が避難していた平成二三年七月から平成二五年六月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計四八万円について、(三〇―一)に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

(三〇―二、三)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(三〇―一)と(三〇―二、三)が別居し、世帯が分離して生活していたことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(三〇―一)に生じた損害と認められる。

(イ) 生活費増加費用(二重生活)

前記のとおり、平成二三年七月から、世帯分離が生じていたのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二三年七月から平成二五年六月末日までの間、一か月あたり二万円を認め、合計四八万円について、(三〇―一)に生じた損害と認める。

(ウ) 生活費増加費用(教育費)

(三〇―二、三)が避難生活の際に要した生活費増加費用(教育費)は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は六〇〇〇円と認めるのが相当であり、これは(三〇―一)に生じた損害と認められる。

エ 就労不能損害

(三〇―二)はガス検針員のアルバイトをしており、平成二二年は五四万七四七六円(月額四万五六二三円)の収入があったこと、福島市では平成二三年三月三〇日にガスが全面復旧したこと、避難後平成二三年一〇月末から平成二五年三月まで、時給八〇〇円、勤務時間一日四時間、週五日の条件で学校図書館運営補助の仕事をしていたこと、その後平成二六年四月から再就職したことが認められる。

以上によれば、避難当時(三〇―二)が四五歳であったことも踏まえると、平成二三年八月から同年一〇月末日まで及び平成二五年四月から平成二六年三月までの間については、本件事故による避難を実行したために、就労できなかったものと認められ、その余の期間は収入が減少したと認めるに足りる証拠はない。したがって、平成二三年八月から同年一〇月まで及び平成二五年四月から同年六月末日までの就労不能損害として、二七万三七三八円(四万五六二三元×六)を認めるのが相当である。

オ 精神的損害(慰謝料)

(三〇―一～三)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(三〇―一、二)は各三〇万円が、(三〇―三)は六〇万円が相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(三〇―一、二)に対して各一二万円を、(三〇―三)及び(三〇―一、二)の長男に対して各七二万円をそれぞれ支払っていること、ADR手続において、(三〇―一～三)及び(三〇―一、二)の長男に対して、三二〇万七八〇七円(うち一三六万円(三〇―一、二)に対する各八万円、(三〇―三)及び(三〇―一、二)の長男に対する各六〇万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、一八四万七八〇七円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計三五二万七八〇七円のうち、長男分八三万一四〇〇円(交通費八万三二〇〇円、滞在費(宿泊費)二万八二〇〇円、直接請求分七二万円)を除いた二六九万六四〇七円について、(三〇―一)に対して一七〇万二六六九円を、(三〇―二)に対して三九万三七三八円を、(三〇―三)に対して六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号三〇)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(三〇―一)につき、二一万三三〇四円(一一万九八七三元及びADR手続分九万三四三一円の合計額)を、(三〇―二)につき、一万八〇〇〇円を、(三〇―三)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号三〇)の認容額欄記載のとおりである。

三一 原告番号三一一一～三について

(1) 世帯の概要

(三一一一)は昭和五三年×月×日生まれの男性、(三一一二)は昭和五五年×月×日生まれの女性、(三一一三)は平成一九年×月×日生まれの女性である。(三一一三)は、(三一一一、二)の子である。本件事故当時、(三一一一～三)は、福島市において自宅(持ち家)に居住していた。

## (2) 避難の経緯

(三―二)は、本件事故後、幼児である(三―三)に対する影響を心配し、細心の注意を払っていたが、平成二三年七月、子どもの高さで計測した公園における空間線量を回覧板で知り、それが高い値であったことから避難を決意し、(三―二、三)は、平成二三年八月五日、福島市から京都市へ避難した。(三―一)は、(三―二、三)の避難後も、福島県伊達市(三―一の実家)に居住していた。平成二六年四月頃、(三―二、三)は、福島市の自宅へ戻り、(三―一～三)が同居している。

## (3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年九月から平成二六年七月までの間、(三―一～三)は、面会交流等のため、京都市を訪れたり、福島市へ一時帰宅したりした。このうち、(三―一)は、平成二三年九月から平成二六年四月までの間、(三―一三)に面会するため、月一回程度、京都市を訪れていた。

## (4) ADR 手続における和解

平成二五年一〇月二五日、(三―一～三)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は三二五万八六一九円の支払義務があることを認め、中間指針追補に基づく既払金七六万円を除いた残額の二四九万八六一九円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項については、和解条項における各損害項目のうち、避難費用(面会交通費・平成二三、二四年分)、精神的損害、避難雑費(平成二四、二五年分)の各項目について、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認され、その余の各損害項目(対応する各期間に限る。)については、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されている。

## (5) 損害額

## ア 概要

(三―二、三)の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成二三年八月から平成二五年七月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三一)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額を根拠とした認定である。

## イ 避難費用

## (ア) 交通費

(三―二、三)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三一)のとおり、かかる損害額は二万六四〇〇円と認めるのが相当であり、これは(三―一)に生じた損害と認められる。

## (イ) 引越関連費用

(三―二、三)の避難生活の際に要した引越関連費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は二万八〇〇〇円と認めるのが相当であり、これは(三―一)に生じた損害と認められる。

## (ウ) 面会交通費

(三―一)が面会交流に要した費用のうち、標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三一)のとおり、平成二三年九月から平成二五年七月頃までの間に、(三―一)が(三―一三)に面会するため要したと認められる合計一〇七万五二〇〇円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、これを(三―一)に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

## (エ) 一時立入費用

(三―二、三)の避難生活の際に要した一時立入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は合計八万九六〇〇円と認めるのが相当であり、これは(三―一)に生じた損害と認められる。

## (オ) 避難雑費

(三―二、三)の避難に伴い、面会交通費等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(三―二、三)が避難していた平成二三年八月から平成二五年七月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認められるのが相当である。避難雑費合計四八万円について、(三―一)に生じた損害と認める。

## ウ 生活費増加費用

## (ア) 二重生活に伴う生活費増加

平成二三年八月から、(三―二、三)と(三―一)が別居し、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、(三―二、三)が避難した平成二三年八月以後、合計六九万円について、(三―一)に生じた損害と認める。

## (イ) 学用品増加費用

(三―二、三)が避難生活の際に要した学用品増加費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は三万八三〇〇円と認めるのが相当であり、これは(三―一)に生じた損害と認められる。

## (ウ) 家財道具購入費用

(三―二、三)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり、世帯分離が生じていたことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(三―一)に生じた損害と認められる。

## エ 就労不能損害

(三―二)は避難前、パートで就労しており、月額八万円程度の収入を得ていたこと、平成二三年七月三十一日退職して避難したこと、平成二四年四月から内職で月収一〇〇〇円程度の収入を得ていたこと、平成二七年五月からパートで月額七万から八万円程度の収入を得ていることが認められる。平成二三年八月から平成二五年七月末日までの間について、本件事故による避難に伴い、就労困難又は転職による収入減少が認められるが、(三―二)の年齢(避難時三〇歳)等を考えると、不就労期間の不就労全てが、本件事故と相当性があるとは認められず、避難前の基礎収入(月額八万円)を基準として、半年間は不就労分全額、その後は不就労分半額について相当性があると認め、一二〇万円(＝八万円×六＋八万円÷二×一八)の就労

不能損害が認められる。

オ 精神的損害(慰謝料)

(三一一一～三)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(三一一一、二)は各三〇万円が、(三一一三)は六〇万円が相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(三一一一、二)に対して各一二万円を、(三一一三)に対して七二万円をそれぞれ支払っていること、ADR手続において、(三一一一～三)に対して、三二万五八六一九円(うち七六万円(三一一一、二)に対する各八万円、(三一一三)に対する六〇万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、二四九万八六一九円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計三四万五八六一九円のうち、(三一一一)に対して二二四万三二〇一元を、(三一一二)に対して六一万五四〇八円(直接請求一二万円の支払とADR手続における就労不能損害四九万五四〇八円の支払の合計額)を、(三一一三)に対して六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三一)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(三一一一)につき、一七万三三四〇円(七万八四二九円とADR手続分九万四九一一円の合計額)を、(三一一二)につき、八万八四五九円を、(三一一三)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三一)の認容額欄記載のとおりである。

三二 原告番号三二一一～五について

(1) 世帯の概要

(三二一一)は昭和四〇年×月×日生まれの女性、(三二一二)は昭和三八年×月×日生まれの男性、(三二一三)は平成七年×月×日生まれの男性、(三二一四)は平成一年×月×日生まれの男性、(三二一五)は平成五年×月×日生まれの男性である。(三二一三～五)は、(三二一一、二)の子である。本件事故当時、(三二一一～五)は、福島県いわき市において自宅(借家)に居住していた。なお、(三二一一)と(三二一二)は、平成二五年一二月、離婚した。

(2) 避難の経緯

(三二一一、二)は、平成一五年、農業をするために茨城県から福島県いわき市に移住し、農業を営んでいたが、本件事故をテレビで知り、子だけは被ばくから守りたいと考えたことから避難を決意し、(三二一一～五)は、平成二三年三月一日から一日にかけて、福島県いわき市から滋賀県へ避難した。(三二一二)は、平成二三年四月末、仕事の関係もあって、滋賀県から実家のある千葉県へ移転した。(三二一一、三～五)は、滋賀県では、他人の家の一室を借りていたため、家賃の負担がない住居の提供を受けるため、平成二三年一〇月頃、滋賀県から京都市へ移転した。

(3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年四月から平成二五年七月までの間、(三二一一～五)は、複数回、面会交流等のために京都市や千葉県を訪れたり、福島市へ一時帰宅したりした。

(4) ADR手続における和解

平成二六年五月二日、(三二一一～五)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は一三四一万四四八三円の支払義務があることを認め、既払金一九六万円を除いた残額の一一四万五四四八三円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項については、ADR手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

(5) 損害額

ア 概要

(三二一一～五)の滋賀県への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、滋賀県へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三二)のとおりである。なお、下記で、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 避難移動費用

(三二一一～五)の滋賀県への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また(三二一二)の千葉県への移転は、(三二一二)の仕事の関係もあって実家に移ったものであり、(三二一一、三～五)の京都市への移転についても、他人の家の一室を借りていたため、家賃の負担がない住居の提供がなされている京都へ移転しているものであり、いずれも生活の安定を図るためといえることからすれば、当該各移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三二)のとおり、かかる損害額の合計は六万七二〇〇円と認められるが相当である。これらは、(三二一一、二)に三万三六〇〇円ずつ生じた損害と認められる。

(イ) 面会交通費

(三二一二)が面会交流に要した費用のうち、標準交通費一覧表(自家用車、公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三二)のとおり、平成二三年六月から平成二五年一月頃までの間に、(三二一二)が(三二一三～五)に面会するために要したと認められる三五万五二〇〇円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、(三二一一、二)に各一七万七六〇〇円ずつ生じた損害と認める。その余の面会交流費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

(ウ) 一時帰宅費用

(三二一一、二)が避難生活の際に要した一時帰宅費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は合計八万九二〇〇円と認められるが相当であり、これは(三二一一、二)に各四二万九六〇〇円ずつ生じた損害と認められ、その余の一時帰宅費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

(エ) 軽自動車購入費用

(三二二)は、平成二四年四月、避難生活を送るために必要であったとして、中古の軽自動車を購入した費用を要した旨主張するが、従前の軽自動車を車検時期に廃車にしたために購入が必要となったのであり、車検があることは本件事故とは無関係であるから、軽自動車の購入が本件事故と相当因果関係があるとは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 一般

平成二三年四月末から(三二二)と(三二一、三～五)は別居しており、世帯が分離して生活することになった。当該分離は、世帯全体で避難したものの、(三二二)の仕事の関係で別居して避難生活を送ることとなったのであるから、やむを得ないものである。したがって、世帯分離によって、水道光熱費等を含む生活費が増加したものと認められ、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた間、合計六三万円について、(三二一、二)に各三一万五〇〇〇円ずつ生じた損害と認める。

(イ) 家財道具購入費用

(三二一～五)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり、世帯分離していたことも踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(三二一)に生じた損害と認められる。

(ウ) 食費増加分

(三二一～五)は、避難前、自家栽培した野菜等を消費していたが、避難生活においては、野菜等の購入費用を要するようになったのであるから、増加した食費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は二〇万九〇〇〇円と認めるのが相当であり、(三二一、二)に各一〇万四五〇〇円ずつ生じた損害と認める。

(エ) 避難雑費

(三二一～五)の避難に伴い、面会交流費用や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(三二一～五)が避難していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計一二〇万円について、(三二一、二)に各六〇万円ずつ生じた損害と認める。

(オ) 賃料

(三二二)は、平成二六年一〇月以降の家賃について、避難により支出した費用である旨主張するが、前記家賃についての損害は、平成二五年二月以降の損害であり、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 逸失利益(農業損害)

(三二一、二)は、平成一六年四月から本件事故当時まで、ブルーベリー農園を経営し、三〇アールの農園でブルーベリーを栽培していたが、放射性物質の飛散による土壌等の汚染があったこと、福島県産の農作物が値下がりがりしたこと、再開するためには莫大な費用が必要となり、廃業せざるを得なかったこと、ブルーベリーは植付けから七～八年程度で成木となり、本格的に果実の収穫をできるようになること、年間の利益が少なくとも二二六万六九二三元であることが認められる。本件事故によって、ブルーベリー農園における収穫ができなくなったことが認められるから、本件事故と相当因果関係のある損害として、六八〇万〇七六九円の逸失利益を認め、(三二一)に三四〇万〇三八四円、(三二二)に三四〇万〇三八五円、それぞれ生じた損害と認める。

オ 逸失利益(事業損害)

(三二一、二)は、ブルーベリー農園の経営とともに、農作物を使った料理教室や摘み取り体験教室を開催するなどしていたこと、これら事業収入として年間一三四万円の収入があったことが認められる。本件事故によって、農作物を使った体験教室を開いて収益を得ることができなくなったと認められるから、本件事故と相当因果関係のある損害として、二四一万二〇〇〇円の逸失利益を認め、(三二一、二)にそれぞれ一二〇万六〇〇〇円ずつ生じた損害と認める。

カ 精神的損害(慰謝料)

(三二一～五)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(三二一、二)は各三〇万円、(三二一三～五)は各六〇万円が相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(三二一、二)に対して各一二万円を、(三二一三～五)に対して各七二万円をそれぞれ支払っていること、ADR手続において、(三二一～五)に対して、一三四一万四四八三元(うち一九六万円(三二一、二)に対する各八万円、(三二一三～五)に対する各六〇万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、一一四万五四四八三元のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計一三八五万四四八三円のうち、(三二一)に対して六〇八万七二四一元を、(三二二)に対して五九六万七二四二元を、(三二一三)に対して六〇万円を、(三二一四)に対して六〇万円を、(三二一五)に対して六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三二)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(三二一)につき二七万三三〇一元(七万七九四四円とADR手続分一九万五三五七円の合計額)を、(三二二)につき二五万五三〇一元(五万九九四四円とADR手続分一九万五三五七円の合計額)を、(三二一三)につき〇円を、(三二一四)につき〇円を、(三二一五)につき〇円をそれぞれ相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三二)の認容額欄記載のとおりである。

三三 原告番号三三一一～三について

(1) 世帯の概要

(三三一)は昭和五六年×月×日生まれの男性、(三三二)は一九七八年×月×日生まれの女性、(三三一三)は平成二一年×月×日生まれの男性である。(三三一三)は、(三三一、二)の子である。本件事故当時、(三三一～三)は、福島市において自宅に居住していた。

(2) 避難の経緯

(三三二)は、福島第一原発から約四〇kmの地域にある(三三一)の実家へ(三三一)の両親を迎えに行くため移

動していた途中、避難する車を多数目にし、友人から本件事故はチェルノブイリ事故を上回るものであり、被ばくを避けるようにという緊迫した内容のメールが来たことから、強い恐怖を感じていたところ、その後も緊張状態が続き、(三三-三)が体調を崩しているのを見て、避難を決意した。(三三-二、三)は、平成二三年三月一八日、福島市から京都府へ避難した。(三三-一)は、平成二四年一月二四日、福島市から京都府へ避難した。(三三-一)は、避難先で適応障害の診断を受けている。

#### (3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年四月から平成二四年一月までの間、(三三-一～三)は、複数回、面会交流等のために京都府を訪れ、福島市へ一時帰宅した。

#### (4) ADR 手続における和解

平成二五年九月二五日、(三三-一～三)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は三五八万八一三〇円の支払義務があることを認め、既払金七六万円を除いた残額の二八二万八一三〇円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、和解条項における各損害項目のうち、避難交通費(面会交通費)、精神的損害、避難雑費の各項目について、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認され、その余の各損害項目(対応する各期間に限る。)については、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されている。

#### (5) 損害額

##### ア 概要

(三三-一～三)の京都府への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、(三三-二、三)が避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三三)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額を根拠とした認定である。

##### イ 避難費用

###### (ア) 交通費

(三三-一～三)の京都府への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三三)のとおり、かかる損害額は合計四万六八〇〇円と認めるのが相当である。このうち、(三三-一)には二万〇八〇〇円、(三三-二)には二万六〇〇〇円、それぞれ生じた損害と認められる。

###### (イ) 滞在費(宿泊費)

滞在費(宿泊費)については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

###### (ウ) 引越費用

(三三-一～三)の避難生活の際に要した引越費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一四万一四五〇円と認めるのが相当であり、これは(三三-二)に生じた損害と認められる。

###### (エ) 面会交流交通費

(三三-一)が面会交流に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三三)のとおり、平成二三年三月から、(三三-一)の避難までの間に、(三三-一)が(三三-三)に面会するために要したと認められる合計一六万一二〇〇円を、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、これを(三三-一)に生じた損害と認める。

###### (オ) 一時立入交通費

別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三三)のとおり、(三三-一～三)の避難生活の際に要した一時立入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は合計二〇万八〇〇〇円と認めるのが相当であり、これは(三三-二)に生じた損害と認められる。その余の一時立入費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

###### (カ) 避難雑費

(三三-一～三)の避難に伴い、宿泊費や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(三三-一～三)が避難していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間(三三-一)は平成二四年一月から平成二五年二月末日までの間)、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計六二万円について、(三三-一、二)に各三一万円生じた損害と認める。

##### ウ 生活費増加費用

###### (ア) 通勤費増加分

(三三-一)は避難用住宅に居住しており、自宅より通勤距離が長くなったため、通勤費が増加した旨主張するが、上記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

###### (イ) 増築費用

(三三-一～三)が避難生活の際に要した増築費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は六万四六八二円と認めるのが相当であり、これは(三三-二)に生じた損害と認められる。

###### (ウ) 二重生活

平成二三年三月から、(三三-一)が避難した平成二四年一月までの間、(三三-二、三)と(三三-一)が別居し、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた間、合計三三万円について、(三三-二)に生じた損害と認める。

###### (エ) 医療費

(三三-二)は、本件事故によって、急性扁桃炎になったとして、治療費や入院交通費等の請求をしているが、前記疾病と本件事故との間に因果関係を認めるに足りる証拠はない。

##### エ 就労不能損害

(三三-一)は、避難するまで、鉄鋼を扱う会社の営業職として勤務しており、四九二万九七二〇円の年収(平成二三年、月額四一万〇八一〇円)があったが、平成二四年一月一日に避難のため退職したこと、平成二四年六月から避難先で就労し、平成二四年は二七二万三四七四円の収入(うち、三〇万四〇〇〇円は前職によるもの)があったこと、平成二五年は五三

二万八千二百円の収入があったことが認められる。平成二五年は収入減少が認められないが、平成二四年二月から平成二四年一二月末日までの間については、本件事故による避難に伴い、就労困難又は転職による収入減少が認められるから、避難前の基礎収入（月額四万〇八〇円）を基準として、二〇九万九千四百六円（＝四万〇八〇円×一〇〇（二七二万三千四百四円－三〇万四千〇〇円））の就労不能損害が認められる。

オ 精神的損害（慰謝料）

（三三―一～三）は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、（三三―一、二）は各三〇万円、（三三―三）は六〇万円が相当である。

（6） 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、（三三―一、二）に対して各一二万円を、（三三―三）に対して七二万円をそれぞれ支払っていること、ADR手続において、（三三―一～三）に対して、三五万八千八百三〇円（うち七六万円（三三―一、二）に対する各八万円、（三三―三）に対する六〇万円の合計額）は直接請求により既に支払われたものとして控除され、二八二万八千八百三〇円のみ支払われている。）を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計三七万八千八百三〇円のうち、（三三―一）に対して二〇八千七百九十八円を、（三三―二）に対して一〇〇万〇千三百三十二円を、（三三―三）に対して六〇万円を各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号三三）の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

（7） 弁護士費用

弁護士費用は、（三三―一）につき一八万四千八百三十三円（八万〇千三百四十四円とADR手続分一〇万四千五百九十九円の合計額）を、（三三―二）につき二万八千〇〇〇円を、（三三―三）につき〇円をそれぞれ相当と認める。

（8） まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号三三）の認容額欄記載のとおりである。

三四 原告番号三四―一～四について

（1） 世帯の概要

（三四―一）は昭和五七年×月×日生まれの女性、（三四―二）は昭和五九年×月×日生まれの男性、（三四―三）は平成一九年×月×日生まれの女性、（三四―四）は平成二三年×月×日生まれの男性である。（三四―三、四）は、（三四―一、二）の子である。本件事故当時、（三四―一～三）は、福島県白河市において自宅（借家）に居住しており、（三四―一）は（三四―四）を妊娠中であった。平成二三年一月頃、（三四―一～四）は（三四―一）の実家のある福島県西白河郡西郷村へ移転した。

（2） 避難の経緯

（三四―一）は、（三四―四）の出産後、放射線の影響について、情報収集していたが、子らの健康に万が一でも問題が生じてはならないと思い、避難を決意した。（三四―一～四）は、平成二四年二月二四日又は二五日、（三四―一）の実家のある福島県西白河郡西郷村から京都市へ避難した。なお、（三四―一～四）は、平成二七年三月、奈良市へ移転した。

（3） 一時帰宅・面会交流の経過

平成二五年七月から平成二七年九月までの間、（三四―一～四）は、複数回、帰省等のために、福島市へ一時帰宅し、（三四―一）の父母は、複数回、看病等のため、京都市へ訪問した。

（4） ADR手続における和解

平成二七年一月八日、（三四―一～四）と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は二〇四万三千七百八十八円の支払義務があることを認め、同額を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、ADR手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

（5） 損害額

ア 概要

（三四―一～四）の京都市への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、（三四―一～四）が避難した日を含む月である平成二四年二月から平成二六年一月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号三四）のとおりである。なお、下記で、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

（ア） 避難交通費

（三四―一～四）の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》（原告番号三四）のとおり、かかる損害額は六万四千〇〇〇円と認めるのが相当である。これは（三四―二）に生じた損害と認められる。

（イ） 引越費用

（三四―一～四）の避難の際に要した引越費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は九万二千六百〇円と認めるのが相当であり、これは（三四―二）に生じた損害と認められる。

（ウ） 一時帰宅費用

別紙避難経路等一覧表《略》（原告番号三四）のとおり、（三四―一～四）の避難生活の際に要した一時帰宅費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は三万三千二百八十〇円と認めるのが相当であり、これは（三四―二）に生じた損害と認められる。

（エ） （三四―一）の両親の面会・看病交通費

上記面会・看病交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

ウ 生活費増加費用

（ア） 家財道具購入費用

（三四―一～四）が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯全員で避難したことに鑑みれば、かかる損害額は一五万円と認めるのが相当であり、これは（三四―二）に生じた損害と認められ

る。

(イ) 避難雑費

(三四一～四)の避難に伴い、面会交通費や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(三四一～四)が避難していた平成二四年二月から平成二六年一月末日までの間、一か月あたり一名につき一百万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計九六万円について、(三四一)に生じた損害と認める。

(ウ) 賃料

(三四一)は、平成二七年四月以降の生活において要した家賃等について、本件事故による損害である旨主張するが、平成二六年二月以降に生じた損害であり、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

エ 検査関連費用

(三四一～四)が避難生活の際に要した検査関連費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一万七八五〇円と認めるのが相当であり、これは(三四一)に生じた損害と認められる。

オ 就労不能損害

(三四一)は、クリーニング店に勤務しており、避難前、平成二三年の年収は二九三万〇八〇〇円であったが、避難時に退職したこと、避難後は、平成二四年四月に四日程度、同年七月二日から一月二〇日まで就職したが、病気のためや職場になじめないために退職した。平成二五年一月末から避難先が安定し始め、平成二五年の年収は二五六万二〇〇〇円(月額二万三五〇〇円)であったこと、平成二六年以降は避難前の年収を超える収入があることが認められる。したがって、平成二四年三月から平成二五年一月末までの間については、本件事故による避難に伴い、就労困難又は転職による収入減少が認められるが、安定しなかった就職先での収入が明らかではないから、避難前の基礎収入を基準として、計算上の減収分二一三五〇〇〇円(=二一万三五〇〇円×二二二五六万二〇〇〇円)のうち、約三分の二程度の一四〇万円を就労不能損害と認める。

カ 精神的損害(慰謝料)

(三四一～四)は、自主的避難等対象区域外の居住者であるが、その避難は、自主的避難等対象区域からの平成二四年四月一日までの避難と同等の避難とみることができるから、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(三四一)は三〇万円、(三四一、三)は各六〇万円、(三四一四)は、本件事故当時胎児であり、本件事故後出生し、その後避難しているから、三〇万円がそれぞれ相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(三四一)に対して二四万円を、(三四一)に対して四万円を、(三四一三、四)に対して各二八万円をそれぞれ支払っていること、ADR手続において、(三四一～四)に対して、二〇四万三七一八円を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計二八八万三七一八円のうち、(三四一)に対して二四万円を、(三四一)に対して二〇八万三七一八円を、(三四一三、四)に対して各二八万円をそれぞれ原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三四)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(三四一)につき三万六〇〇〇円を、(三四一)につき一八万二八八四円(一二万三三五八円及びADR手続分五万九五二六円の合計額)を、(三四一三)につき三万二〇〇〇円を、(三四一四)につき二〇〇〇円をそれぞれ相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三四)の認容額欄記載のとおりである。

三五 原告番号三五一～五について

(1) 世帯の概要

(三五一)は昭和四九年×月×日生まれの男性、(三五二)は昭和五〇年×月×日生まれの女性、(三五三)は平成六年×月×日生まれの男性、(三五四)は平成八年生まれの女性、(三五五)は平成二〇年×月×日生まれの男性である。(三五三～五)は、(三五一、二)の子である。本件事故当時、(三五一～五)は、福島県いわき市において自宅(借家)に居住していた。

(2) 避難の経緯

(三五一)は、平成二三年三月一日、福島第一原発で作業していた(三五一)の義兄から連絡を受け、被ばくの危険性を認識していたところ、本件事故の知らせを聞いて、避難を決意した。(三五一～五)は、平成二三年三月二日から一六日にかけて、福島県いわき市から京都市へ避難した。(三五三)は、もともとスポーツ推薦による進学をしていたため、平成二三年四月、茨城県に移転した。(三五四)は、平成二五年八月、福島県いわき市へ戻った。(三五一、二)は、本件事故による避難により、子どもとの関係が難しくなったと感じている。

(3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年四月から平成二七年八月までの間、(三五一～五)は、複数回、自宅の整理や(三五三)の学校行事のために、福島県いわき市へ一時立入りをした。

(4) 損害額

ア 概要

(三五一～五)の京都市への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、(三五一～五)が避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三五)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(三五一～五)の京都市への避難に要した交通費及び(三五三)が福島県いわき市へ戻った交通費(一時立入り費用として請求されているものであるが、茨城県の高校へ通学するために戻る費用の一部と解される。)は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三五)のとおり、かかる損害額は(三五一)の主張する限

度で、四万二〇〇〇円と認めるのが相当である。

(イ) 滞在費(宿泊費等)

滞在費(宿泊費等)については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 一時立入費用

一時立入費用については、第一で述べたとおりであり、自宅の整理のための立入りは、大人一名の一回の往復分は本件事故と相当因果関係のあるものと認める。(三五―一、二)が、茨城県の高校に通学していた(三五―三)の学校行事の参加のため、帰省等をするのも、面会交流の趣旨もあることを踏まえれば(学校所在地からして、単純に避難元に戻るといったものともいえない。)、本件事故と相当因果関係のあるものと認める。当該費用の合計は、標準交通費一覧表(自家用車、公共交通機関)の額を修正した額の合計の範囲内で、(三五―一)の主張する二〇万円の限度で、(三五―一)の損害と認める。その余については下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具喪失費用

(三五―一)は、本件避難によって家財道具を処分せざるを得なかった旨主張するが、新たな家財道具購入について、下記の家財道具購入費用を認めていることに加えて、前記処分は本件事故と相当因果関係のあるものとはいえないから、本件事故による損害と認めることはできない。

(イ) 家財道具購入費用

(三五―一～五)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯全体で避難したものと認められる(三五―三)はスポーツ推薦による進学をしていたため、茨城県に移転し、学校のスポーツ部の寮や親戚宅から学校に通っていたことが認められ、(三五―三)の別居は本件事故と相当因果関係があることが認められるが、学校の寮や親戚宅に居住していたことから、家財道具の購入が必要な別居とまでは認める必要がない。かかる損害額は一五万円と認めるのが相当であり、これは(三五―一)に生じた損害と認められる。

エ 避難雑費

(三五―一～五)の避難に伴い、滞在費等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(三五―一～五)が避難していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、三六万四〇〇〇円の限度において、損害と認めるのが相当であり、(三五―一)に生じた損害と認める。

オ 就労不能損害

(ア) (三五―一)について

避難前はフェンス工の仕事をしており、二八六万五〇〇〇円の収入(平成二二年)があったが、避難時に退職し、避難先で就職したのは避難から三年後のことであり、その間は生活保護を受給していたこと、仕事が見つからない間は、定期的にハローワークに通い、ヘルパー二級の資格を取るなどしていたことが認められる。したがって、平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間は、避難に伴い就労が困難又は就労可能性が低くなっていったものと認められるが、期間が長期に及ぶことを考慮し、最初の半年は、避難前の基礎収入(月額二万八千七百五十円)を基準として全額、その後は半額を就労不能損害と認めるのが相当である。その額は三五八万二千五百円(=二万八千七百五十円×六+二万八千七百五十円÷二×一八)である。

(イ) (三五―二)について

避難前はデイサービスセンターで福祉支援員として働いており、五万円程度の収入があり、平成二三年三月の避難時までの収入は四万九千二百九十円であったが、避難時に退職したこと、避難先では就労していなかったことが認められる。したがって、平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間は、避難に伴い就労が困難となっていたものと認められるから、避難前の基礎収入(月額五万円)を基準として、(三五―一)と同様の計算により、七〇万〇七十一円(=五万円×六+五万円÷二×一八+四万九千二百九十円)の就労不能損害が認められる。

カ 精神的損害(慰謝料)

(三五―一～三)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(三三―一、二)は各三〇万円、(三三―三～五)は各六〇万円が相当である。

(5) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(三五―一、二)に対して各一二万円を、(三五―三～五)に対して各七二万円をそれぞれ支払っていることが認められるところ、これらの既払金のうち、(三五―一)に対して四八万円を、(三五―二)に対して一二万円を、(三五―三～五)に対して各六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号三五)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(6) 弁護士費用

弁護士費用は、(三五―一)につき、四万五千七百二十五円を、(三五―二)につき、八万八千〇七十一円を、(三五―三)につき、〇円を、(三五―四)につき、〇円を、(三五―五)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

(7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号三五)の認容額欄記載のとおりである。

三六 原告番号三六一、二について

(1) 世帯の概要

(三六一)は昭和二〇年×月×日生まれの男性、(三六一)は昭和二三年×月×日生まれの女性である。(三六一、二)は、夫婦である。本件事故当時、(三六一、二)は、(三六一)の母と、福島県田村郡三春町において自宅(持ち家)に居住していた。(三六一)の母は、平成二七年×月×日、死亡した。

(2) 避難の経緯

ア (三六一)は、平成二三年三月一七日、福島県田村郡三春町から東京都へ一時避難したが、同年六月一〇日、福島県田村郡三春町へ戻った。その後、平成二四年三月六日から一〇日にかけて、福島県田村郡三春町から東京都を経由し、大阪府へ避難し、同年五月一日、京都市へさらに移転した。(三六一)は、大阪府へ避難した後の平成二四年四月一〇日、福島県田村郡三春町に戻っているが、二〇日程度で京都市へ移動していることからすれば、避難の意思は継続した状態にあるとみることができ、京都市への移転は新たな避難というよりもむしろ、(三六一)と同居するために、大阪府への避難を継続したまま移転したものと評価して、認定すべきである。)

イ (三六一)は、(三六二)が避難した後も、福島県田村郡三春町の自宅に居住していたが、平成二四年五月一日、京都市へ避難した。その後、平成二四年十一月二三日、福島県田村郡三春町へ戻った。

(3) 一時帰宅の経過

平成二三年四月から平成二七年八月までの間、(三六一、二)は、複数回、面会交流等のため、京都市へ訪問したり、福島県田村郡三春町へ一時帰宅をしたりした。

(4) ADR 手続における和解

平成二八年八月四日、(三六一、二)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は三三万〇四二四円の支払義務があることを認め、中間指針追補に基づく既払金一六万円を除いた残額の一七万〇四二四円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、ADR 手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

(5) 損害額

ア 概要

(三六一)の東京都への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、(三六二)の東京都への避難にかかる損害を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。(三六二)の大阪府への避難及び(三六一)の京都市への避難にかかる損害は、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三六)のとおりである。なお、下記で、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 避難費用

(三六一)の東京都への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三六)のとおり、かかる損害額は一万五二〇〇円と認めるのが相当である。これを、(三六二)に生じた損害と認める。

(イ) 面会交通費用

(三六一)が面会交流に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三六)のとおり、かかる損害額は三万三六〇〇円と認めるのが相当であり、これは(三六二)に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

(三六一)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(三六一)と(三六二)が別居している期間があり、世帯分離が生じていたと認められるから、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(三六二)に生じた損害と認められる。

(イ) 二重生活に伴う生活費増加費用(一般)

前記のとおり、平成二三年三月一七日から六月一〇日までの間は、(三六一)と(三六二)が別居しており、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた上記期間、合計九万円について、(三六二)に生じた損害と認める。

(ウ) 生活費増加費用(食費増加分)

食費の増加分については、上記二重生活に伴う生活費増加費用に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

(エ) 共益費

(三六一、二)は、平成二四年五月以降、避難先において、月額二〇〇〇円の共益費を支出していることが認められる。しかし、(三六二)の大阪府への避難及び(三六一)の京都市への避難にかかる損害にあたるから、本件事故と相当因果関係のある損害として認められない。

エ 避難雑費

(三六一)の避難に伴い、生活費増加費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(三六一)が避難していた平成二三年三月から同年六月末日までの間、一か月あたり一万円の限度において、損害と認めるのが相当であり、合計四万円を(三六一)に生じた損害と認める。

オ 放射線検査費用・検査交通費

(三六一)が、被ばくの身体への影響を検査するため、検査費用として六七九二円を、検査のための交通費(Ａクリニックへの往復費用)として二六四〇円を、それぞれ支出したことが認められる。本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた(三六一)が身体への影響を不安に思い、それを解消するために検査することは相当であるから、前記検査費用及び検査交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、(三六一)に生じた損害と認める。

カ 精神的損害(慰謝料)

(三六一、二)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、各三〇万円が相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(三六一、二)に対して各一二万円を支払っていること、ADR 手続において、(三六一、二)に対して、三三万〇四二四円(うち一六万円(三六一、二)に対する各八万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、一七万〇四二四円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これらの既払金合計四一萬〇四二四円について、(三六一)に対して一二万円を、(三六一)に対して二九万〇四二四円を各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三六)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(三六一)につき、一万八〇〇〇円を、(三六一)につき、五万九四〇五円(四万九七八一円とADR

手続分九六二四円の合計額)をそれぞれ相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三六)の認容額欄記載のとおりである。

三七 原告番号三七―一、二について

(1) 世帯の概要

(三七―一)は昭和一八年×月×日生まれ男性、(三七―二)は昭和二一年×月×日生まれ女性である。(三七―一、二)は、夫婦である。本件事故当時、(三七―一、二)は、福島県郡山市において自宅(持ち家)に居住していた。なお、(二五―二)は、(三七―一、二)の子(長女)である。

(2) 避難の経緯

(三七―一、二)は、アメリカに居住する三女から、本件事故により福島県郡山市に居続ければ被ばくの可能性がある旨の情報が流れているなどと聞き、平成二三年三月一四日、福島県郡山市から福島県会津若松市へ避難したが、同年三月二一日、福島県郡山市へ戻った。そして、平成二三年七月頃、長女の(二五―二)と孫らが京都市に避難し、さらに平成二五年四月頃、(二五―二)の夫も先に避難していた長女の元へ避難したことに加えて、(三七―一、二)も被ばく的不安を感じていたことから、(三七―一、二)は平成二五年四月二六日、福島県郡山市から京都市へ避難し、(二五―一～五)と同じ団地に居住した。

(3) 一時帰宅の経過

平成二五年五月から平成二七年八月までの間、(三七―一、二)は、複数回、福島県郡山市へ一時帰宅した。

(4) 損害額

ア 概要

(三七―一、二)の福島県会津若松市への避難は相当であるが、京都市への避難は本件事故と相当因果関係のある避難ではない。したがって、避難に伴う損害のうち、福島県会津若松市への避難にかかる交通費については、相当因果関係のある損害と認めるが、その余の損害は本件事故と相当因果関係のあるものとは認められない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三七)のとおりである。

イ 交通費

(三七―一、二)の福島県会津若松市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三七)のとおり、かかる損害額は合計一万六〇〇〇円と認めるのが相当である。これは(三七―一)に生じた損害と認められる。

ウ 避難した娘家族との面会費用

(三七―一、二)は、自らの避難とは関係なく、娘である(二五―二)の家族の避難の手伝いや育児の援助の費用を損害と主張しているが、(三七―一、二)は、(二五―三～五)の祖父母であって、両親ではないことから、前記第一のとおり、面会交通費として、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 逸失利益

(三七―一、二)は、(三七―一)が本件事故前から営んでいた有限会社(観光業)の売上げが、本件事故によって減少し、役員報酬を得られなくなり、平成二六年五月に廃業のやむなきに至ったので、同年四月以降の役員報酬を損害と主張している。しかし、上記有限会社は、平成二六年三月三十一日に旅行業の登録期間が終了しており、(三七―一)は当時七〇歳に達していたことが認められる一方で、福島県の観光客入込数は、平成二四年から平成二七年にかけて回復してきていたことも認められるから、本件事故と上記有限会社の廃業が相当因果関係があるとまでは認められず、平成二六年四月以降の役員報酬が、本件事故と相当因果関係のある逸失利益と認めることはできない。

オ 精神的損害(慰謝料)

(三七―一、二)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、各三〇万円が相当である。

(5) 既払金の充当

被告東電は、(三七―一、二)に対して各一二万円を支払っていることが認められるところ、これらの既払金を各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三七)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(6) 弁護士費用

弁護士費用は、(三七―一)につき、一万九六〇〇円を、(三七―二)につき、一万八〇〇〇円を、それぞれ相当と認める。

(7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三七)の認容額欄記載のとおりである。

三八 原告番号三八について

(1) 世帯の概要

(三八)は昭和四〇年×月×日生まれ女性である。本件事故当時、(三八)は、(三八)の夫及び長男(平成一四年×月×日生まれ)(以下、三八においては、それぞれ「夫」「長男」という。)とともに、福島県大沼郡金山町において自宅(借家)に居住していた。

(2) 避難の経緯

(三八)は、本件事故をテレビ等で見て、被ばくするかもしれないという恐怖を抱いていたことに加えて、イギリス人の夫が海外の情報を入手しており、その情報では、福島県で暮らすのは危険であり、子どもが暮らすのは特に危険であるというのであり、「直ちに影響はない」と繰り返していると感じられた国内の報道とは落差を感じていた。また、英国大使館からは、やむを得ない事情がある場合を除き、関東以北への立入りをしないように警告があり、大使館員が家族を連れて緊急帰国したこともあった。そのため、(三八)は、平成二三年三月一四日の福島第一原発三号機の爆発を見て、子どもを被ばくから避けるため、西日本へ避難することを決意し、同月一五日、福島県大沼郡金山町から、飛行機の都合等により友人宅のある広島県へ避難した。その後、同月二六日、親戚の家があり、当初の避難目的地であった佐賀県へ移転したが、同年四月五日、長男の始業式に合わせて、福島県大沼郡金山町の自宅へ戻った。平成二三年八月二七日、福島県大沼郡金山町から京都府木津川市へ